地方独立行政法人法改正に伴う年度計画、年度評価の廃止について

1 概要

令和5年6月16日付けで地方独立行政法人法が改正され、公立大学法人について、中期計画に、中期目標を達成するために取るべき措置の実施状況に関する指標を追加した上で、<u>年度計画及び年度評価を廃止</u>することとされました。

2 経過措置

令和5年度の末日までに開始した中期目標期間については、年度計画策定及び年度評価を引き続き 行い、当該中期目標期間における中期計画への指標の追加は不要とされています。

なお、令和5年度の末日までに中期目標期間が開始している場合であっても、中期計画に当該指標が設けられている場合は経過措置は適用されず、また、令和5年度の末日までに中期目標期間が開始している場合でも、令和6年4月1日以降に中期計画に当該指標を追加する変更を行った場合はその翌年度から年度計画及び年度評価は廃止となります。

3 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の対応について

現在の中期目標期間は令和4年度~令和9年度であり、中期計画に上記指標が設けられていないことから、上記経過措置により、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学及び山陽小野田市公立大学法人評価委員会においては、当面の間、年度計画策定及び年度評価を継続する予定です。

4 年度評価実施要領等の改正について

評価委員会で定めている年度評価実施要領をはじめとした各評価実施要領の「第1 趣旨」において、地方独立行政法人法についての記載があることから、上記の取扱いに対応するため、下記のとおり改正することについてお諮りします。

現行

第1 趣旨

この要領は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第78条の2の規定及び当該規定に基づき定められた山陽小野田市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成28年規則第5号)に基づき、山陽小野田市公立大学法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)が行う公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学(以下「法人」という。)の各事業年度の業務実績に関する評価(以下「年度評価」という。)を適切に行うため、「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務実績の評価に対する基本的な考え方」を踏まえ、評価の実施に関して必要な事項を定めるものである。

改正案(現行の下線部を削除)

第1 趣旨

この要領は、山陽小野田市公立大学法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)が行う公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学(以下「法人」という。)の各事業年度の業務実績に関する評価(以下「年度評価」という。)を適切に行うため、「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務実績の評価に対する基本的な考え方」を踏まえ、評価の実施に関して必要な事項を定めるものである。

【参考】

現行の下線部を削除せず、法改正及び経過措置に対応する記載に改める場合

※この場合、経過措置終了時に、中間評価及び期間評価実施要領については再度改正しなければならない。(年度評価実施要領については、どちらにしても廃止。)

第1 趣旨

この要領は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第58号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第5条の規定による改正前の地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第78条の2の規定及び当該規定に基づき定められた山陽小野田市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成28年規則第5号)に基づき、山陽小野田市公立大学法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)が行う公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学(以下「法人」という。)の各事業年度の業務実績に関する評価(以下「年度評価」という。)を適切に行うため、「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務実績の評価に対する基本的な考え方」を踏まえ、評価の実施に関して必要な事項を定めるものである。